

無散水消雪施設保守点検業務 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、令和3年度県単道路橋梁維持（除雪）事業に伴う無散水消雪施設保守点検業務（国）148号 北安曇郡 白馬村 飯田他22か所に適用する。
- 2 本業務は、無散水消雪施設の適切な機能維持と円滑な操作確保のため、定期的にポンプの稼動状況及び関連電気施設を点検することにより、施設等の異常兆候を事前に発見することを目的とする。
- 3 受注者は本特記仕様書、契約約款及び関係法規を遵守のうえ、安全かつ適正に実施しなければならない。
- 4 本業務において、「冬期事前保守点検」及び「冬期期間中保守点検」の点検項目及び点検施設は別紙のとおりとする。
なお、「冬期事前保守点検」は11月中に1回実施し、「冬期期間中保守点検」は12月から3月の間、月1回以上適宜実施するものとする。
- 5 受託者は点検技術者及びそれを補助する者が点検を行うものとする。
なお、ポンプ及び関連電気施設の点検方法については事前に監督員の承認を受けて実施するとともに、点検結果及び点検値については監督員に速やかに報告し確認を受けるものとする。
- 6 点検業務において施設及び機器等の異常及び破損を発見した場合は速やかに監督員に報告するとともに、対策方法案の提案を行うものとする。
- 7 点検にあたっては、施設の近接者および関係機関との連絡を密に行いトラブルが生じないようにすること。